

会員採否についての理事会内規

文書番号	本部一規一本専-012
承認日	2018.06.04
ページ	1/2 ページ

会員採否についての理事会内規

[改定管理表]

改定 番号	改定年月日	改定内容	作成者	承認者
1	2003.05.25	前回改訂日	専務	理事会
2	2018.06.04	出資金、年会費変更によるもの	本部総務部	理事長
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

会員採否についての理事会内規

文書番号	本部一規一本専-012
承認日	2018.06.04
ページ	2/2 ページ

1. 定款第3章により、法人会員になろうとするものは、様式(1) 入会申込書
(本部一規一本専-012) および初年度会費を提出する。

2. 定款第8条による理事会の審議の基準は
 - ① 民医連綱領の実現をめざす人
 - ② 医療懇談会等の積極的な活動家
 - ③ 職員の場合は、5年以上の勤務者で管理会議が推薦する人
 - ④ その他理事会が適当と認める人

3. 本会を退会する場合は、退会届を理事会へ提出する。

4. 年度内の退会の場合は、その年度の会費は返還しない。

5. この規定は、2018年6月一部改定